

116

小松すずらん台第2

協定区域	北区北五葉4丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2004年1月8日
	面積	1,767.08 m ²		更新 2013年9月27日 更新 2023年9月27日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2023年9月27日～2033年9月26日(10年)

協定内容の概要

- (1) 1区画に一戸の建物とし住居専用住宅若しくは下記併用住宅とする。但し、第7条に定める委員会で認める、一戸の建築物に2世帯が居住する建築物はこの限りではない。
- (A) 医院 (獣医院、救急指定医院を除く)
 - (B) 事務所
 - (C) 日用品の販売が主目的の店舗
 - (D) 学習塾、華道教室、ピアノ教室、その他これらに類する施設
 - (E) 理髪店、美容院
- (2) 建築物の地盤面 (本協定締結時における) から最高の高さは10m、軒の最高の高さは7mをこえてはならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせ下さい。

116

小松すずらん台第2



116 小松すずらん台第2建築協定区域

